

関係法令等
○日本国憲法 ○教育基本法
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
○学習指導要領
○「人権教育のための国連10年」に関する基本計画
○人権教育・啓発に関する基本計画
○東京都人権施策推進指針
○東京都教育委員会教育目標及び基本方針
○小平市教育委員会教育目標及び基本方針

教育目標
◎考える子 ○やさしい子
○やりぬく子 ○元気な子

○児童の実態
○社会の要請
○保護者、地域の願い
○教職員の願い

人権教育の目標
○互いの立場を認め、協力し合い、励ましながら、ともに伸びようとする人間関係の育成。
○自ら主体的に取り組み、自己表現を図ろうとする態度や実践力の育成。
○あらゆる差別や偏見を見抜き、その解決を図ろうとする意欲や実践的態度の育成。

目指す児童像
・自分も他人も、受容し、理解し、互いに尊重し合う態度
・多様性について正しく理解し、集団の中で協力して主体的に役割を果たそうとする態度

人権教育を通じて育てたい資質・能力
<低学年>
・生命の尊さについて理解する。他人と自分との違いが分かる。
・相手を思いやり、仲良くしようとする態度を身に付ける。
・気持ちのよい挨拶や言葉遣いができる力を身に付ける。
・ルールを守り、正しく生活する力を身に付ける。
<中学年>
・役割や責任の意味について理解する。
・自分に自己肯定感をもち、互いを認め合おうとする態度を身に付ける。
・友達・高齢者・障がい者・年下・異性など自分と異なる立場に立って考える力を身に付ける。
・他の人の考えを聞き、受け入れ、適切に自己表現できる力を身に付ける。
<高学年>
・人権についての歴史、現状に関する知識について理解する。
・身近な人権侵害に気付く感覚、他者を大切に、社会の一員として、役割を果たそうとする態度を身に付ける。
・偏見や差別を見極める力、適切な自己表現のもとで、他者と話し合って物事を解決する力を身に付ける。

年間指導計画作成のための方針 普遍的な視点: 自分も他人も受容し、理解し、尊重しあう態度の育成
個別的な視点: 小平市特別支援学校との副籍交流、高齢者や障がい者との交流活動、体験学習(相互文化理解)、ふれあい月間(年3回)、図書指導と連携した人権についての本の紹介、年3回のいじめ防止授業

学級経営指導
--------

<教科等の指導>
各教科
【国語】適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに思考力を養う。
【社会】民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
【算数】論理的で客観的な判断能力を養う。
【理科】科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を養う。
【生活ひろば】自分の生活について考えさせ自立への基礎を養う。
【音楽】豊かな情操を培う。
【図画工作】豊かな情操を培う。
【家庭】家庭生活への関心を高め、生活を工夫しようとする実践的態度を養う。
【体育】協力、公平などの態度を養う。

道徳
○思いやりの心をもち、自他の権利を大切にすする心情を育てる。
○すすんで義務を果たす心情や態度を育てる。(年3回のいじめ防止授業の実施)

外国語活動
○外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

総合的な学習の時間
○学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てる。

特別活動
○自発的、自治的な活動を通して自主性と社会性を育てる。
○集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。
○集団の中で自己を生かし、個性の伸長を図るとともに健全な生活態度を育てる。

<日常的な指導>
生活指導
○集団生活における基本的な生活習慣の指導
○挨拶や言葉遣いの指導
○規律正しくけじめのある自立的な行動の指導
○あいさつ運動(代表委員会によるあいさつデーの実施)
○小金井特別支援学校との副籍交流
○理解教育の推進
○高齢者や障がい者との交流活動
○体験学習(相互文化理解)
学校における環境整備
○教職員や関係者の人間関係の整備
○教職員および児童の言語環境の整備
○児童の呼名の仕方(さん付け)の徹底
○校舎内外の清掃・美化
家庭・地域との連携
○家庭や地域の人々と連携し、児童の基本的な生活習慣を図るとともに、すすんで地域社会の一員として協力する態度を育てる。
・家庭や地域の教育力の活用
・社会福祉協議会との連携
・様々な社会福祉団体の教育力の活用
・学校経営協議会への教職員参加
教職員研修
○授業研究
○研修夕会で人権について周知
○『人権教育プログラム』の活用(研修夕会)
○都や市の人権教育研修への参加